

Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第163回

公益社団法人 家庭問題情報センター 藤川 ひろし

元妻を許せない気持ちと

母親に会いたいことと子どもの思いとの間で

Aさん（35歳男性）は、1年前に元妻の不貞を理由に協議離婚し、一人で小学2年生の長男（8歳）を育てています。元妻は、その後再婚して隣の市で暮らし、長男とは会えずにいましたが、長男との交流を強く希望しており、近く長男が通学する小学校の近くに転居することを決めたようです。

カ（カウンセラー） どのようなご相談でしょうか。

A 別れた妻から無理難題を言われて困っています。

カ 詳しくお話ししてもらえますか。

A 彼女とは1年前に離婚しました。彼女の不貞が原因です。相手は、ごどもの塾の講師で、私もよく知っている人でした。当時、息子は小学1年生でしたが、離婚後は、私が仕事を辞めて派遣社員になり、一人で育てています。彼女は息子に会いたがっていました。彼女が息子に会いました。それなのに、最近になって、息子が通う小学校の近くに転居するから会わせてほしいと言ってきたのです。

カ 母親から長男と会わせてほしいと言われているんですね。

A そうです。離婚したとき、彼女は家を出て離れて暮らしと約束していました。

カ 離婚のときに、母親は家を出て離れて暮らしと約束していたのですか。ご長男が母親と会うことについては、Aさんとしてはどのように考えておられるのですか。

A 不倫をして、その人と再婚までしていて、とんでもない話だと思っています。会わせる気持ちは全くありません。

カ Aさんとしては、ご長男が母親と会うことには反対なのですね。

A 当たり前じゃないですか。不倫をした上に、その男と一緒に学校の近くに引っ越してきて、息子に会おうとしているんですよ。考えられません。

カ Aさんとしては、母親をどうしても許

せない気持ちでいるのですか。

A そうです。絶対に許すことはできません。

カ 絶対に許せない、そのようなお気持ちなのです。ところで、離婚する前のごとですが、少しお聞きしてもよいでしょうか。

A どうぞ。

カ 話にくいのであれば無理をしなくてもよいのですが、ご長男が生まれたころ、母親はどのように接していたのでしょうか。

A よく面倒を見ていたと思います。もともと几帳面な性格で、何でもしっかりとやろうとする人でした。

カ よく面倒を見る母親だったのですか。息子が生まれる前には、たくさんの育



児童を図書館で借りてきて、熱心に読んでいたりしていました。生まれてからも、よく世話をしていたと思います。

カ 母親はしっかりした方で、ご長男の世話もよくやっていたのですね。ご長男の方はいかがでしたか。お母さんに対して、どのように接していましたか。

A 母親のことは好きだったんじゃないですかね。私は、今は違ってその頃はとても忙しく、あまり面倒を見てやれなかったんです。その分、彼女になついていたと思います。

カ ご長男は母親のことを好きだったのですね。どのような様子だったのか、もう少し詳しく聞かせてもらえますか。

(以下、Aさんから、離婚前の親子の交流状況などについて詳しく聞いていきました)

カ 離婚する前までは、母親はご長男の面倒をよく見ており、ご長男の方も、母親のことが好きだったようですね。そのような母親に対して、いま、ご長男はどのような思いを持っていると思われますか。

A 分かりませんね。彼女が家を出てからは、彼女の話は一切出てきませんから。

カ ご長男は母親の話を一切していないんですね。

A そうです。一切口にしません。

カ そうなのですね。では、もしご長男が母親に対する今の気持ちを口に出して言うことができたとなると、それはどのよ

うな言葉になると思われますか。

A そんなことは分かりませんよ。今の息子の気持ちなんか……。

カ そうですよ。誰にも分からないと思います。ただ、想像してみることはできるでしょうか。もしご長男が今の母親に対して何か思っているとなると、それはどんな思いになるでしょうか。Aさんとしてはどのように思われますか。

A ……やっぱり、母親には会いたいと思うんじゃないでしょうか。

カ ご長男は母親に会いたいと思うのではないかと思われるのですね。

A でも私は絶対に会わせませんよ。勝手に不倫をしておきながら、あまりにも身勝手じゃないですか。

カ Aさんとしては、ご長男が母親と会いたいと思っているのではとお感じになっているようですね。けれども、それと同時に、これまでの経緯から絶対に会わせたくないとも思っておられるのですね。

A そうです。絶対に許せません。

このケースのように、離婚後に父又は母と子が交流することを「親子交流」といいます。その可否や方法などについては父母の間で話し合って決めることになりませんが、話し合えない場合には、家庭裁判所に調停や審判を申し立てることができま

す。カウンセリングでは、相手を許せないでいる気持ちを共感的に受け止めなが

ら、恨みや怒り、意地などが支配していた元夫婦としての視点から、これからのこどもの幸せを願う親としての視点へと、その認識が少しでも変化するようにさまざまな働きかけを行っていきます。しかし、このケースのように、その調整は簡単なことではありません。

ところで、2026年(令和8年)4月から改正民法が施行され、離婚後の「共同親権^{※1}」制度が導入されます。「共同親権」とは、父母の双方がこどもの親権者になることをいい、父母が離婚した場合であっても、これまでの「単独親権」に加えて、「共同親権」を選択することができるようになります。また、これに併せて、権限や期間を定めての「監護権^{※2}の分掌」の制度も導入されます。

このケースの場合、今後、母親から「共同親権」とともに「期間を定めての監護権の分掌」が主張されることも考えられます。このような多様な形態の親権や監護権がどのように適切に運用されていくのかは、これからの大きな課題となっております。

※1 親権(身上監護権(世話・教育)と「財産管理権」を合わせた権利義務の総称)
※2 監護権(「身上監護権」のみ)

